

答申第191号
令和4年9月30日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上 亜 紀



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、令和4年9月30日付け佐市臨給第52号により諮問がありました「高齢者・障がい者支援金支給事業における口座情報の目的外利用について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。